

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成20年11月24日、鎌倉市岩瀬553番地敷地内で発生した、環境部
今泉クリーンセンター所属のじん芥収集車による交通事故に係る損
害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成21年2月18日提出

鎌倉市長 石 渡 德 一

- | | | |
|---|----------|---------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 110,250円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 3 | 処分の日 | 平成21年2月2日 |